

令和6年第1回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和6年2月28日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1 番	谷 川 暢 一 君	2 番	川 島 富士夫 君
3 番	西 村 毅 君	4 番	倉 谷 明 君
5 番	増 井 文 雄 君	6 番	藤 田 正 美 君
8 番	熊 谷 勘 信 君	9 番	島 津 秀 樹 君
10 番	辻 岡 正 和 君	11 番	坂 本 豊 君
12 番	今 井 富 雄 君	13 番	北 原 武 道 君
14 番	松 本 孝 雄 君		

2. 欠席議員

な し

3. 欠 員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 宮 登志次 書 記 堀 田 美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	会 計 管 理 者	三 宅 宗 左
総 務 課 長	岡 本 隆 司	総合政策課長	岸 本 晃 浩
観光商工課長	佐 野 明 子	税務住民課長	中 西 みや子
環境安全課長	中 村 辰 也	福 祉 課 長	山 口 勉
子育て支援課長	旭 明 男	健康医療課長	池 田 和 哉
建 設 課 長	竹 内 正	上下水道課長	飛 永 浩 志
産業振興課長	中 村 和 幸	パレア文化課長	山 本 裕 之
歴史文化課長	木 下 忠 幸	教育委員会事務局長	宮 田 雅 秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号 若狭町手数料徴収条例の一部改正について

日程第 4 議案第 2 号 令和5年度若狭町一般会計補正予算（第6号）

日程第 5 議案第 3 号 工事請負変更契約の締結について

日程第 6	議案第 4 号	令和 5 年度若狭町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 7	議案第 5 号	令和 5 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	議案第 6 号	令和 5 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 7 号	令和 5 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 10	議案第 8 号	令和 5 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 11	議案第 9 号	令和 5 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 12	議案第 10 号	令和 5 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 13	議案第 11 号	若狭町監査委員条例の一部改正について
日程第 14	議案第 12 号	若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 15	議案第 13 号	若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 16	議案第 14 号	若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 17	議案第 15 号	若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 18	議案第 16 号	若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について
日程第 19	議案第 17 号	若狭町手数料徴収条例の一部改正について
日程第 20	議案第 18 号	若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
日程第 21	議案第 19 号	若狭町介護保険条例の一部改正について
日程第 22	議案第 20 号	若狭町漁港管理条例の一部改正について
日程第 23	議案第 21 号	若狭町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
日程第 24	議案第 22 号	若狭町水道事業給水条例及び若狭町水道法施行条例の一部改正について
日程第 25	議案第 23 号	若狭町情報基盤整備事業基金条例の廃止について
日程第 26	議案第 24 号	若狭町えびす荘条例を廃止する条例の提出について

- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 小浜市と若狭町との廃棄物（可燃物）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の廃止について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 令和 6 年度若狭町一般会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 令和 6 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 令和 6 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 令和 6 年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 令和 6 年度若狭町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 令和 6 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 令和 6 年度若狭町営住宅等特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 令和 6 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 令和 6 年度若狭町水道事業会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 令和 6 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 8 号 令和 6 年度若狭町下水道事業会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 9 号 令和 6 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
- 日程第 4 2 議案第 4 0 号 町道路線の認定、廃止及び変更について
- 日程第 4 3 請願第 1 号 （仮称）三十三間山の風力発電事業計画に対して反対する意見書の提出を求める請願書

(午前 9時24分 開会)

○議長（辻岡正和君）

皆さんおはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました令和6年第1回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には万障繰り合わせの上、御出席いただきましたことを心よりお礼申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、条例の一部改正のほか、令和5年度各会計の補正予算、工事請負変更契約の締結、条例規約の廃止、計画の策定変更、令和6年度各会計の当初予算、町道路線の認定、変更及び廃止などであります。

慎重な御審議と、円滑な議事運営に御協力賜りますことをお願いいたします。

暦の上では春でございますが、まだ寒い日が続いておりますので、議員、理事者各位におかれましては健康に十分御留意をいただき、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和6年第1回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

皆様おはようございます。梅の花が咲きほこり、少し早い春を感じる季節となりました。冒頭、1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、尊い命が奪われ、甚大な被害がもたらされました。ここに、震災によってお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被害に見舞われた被災者の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

消防庁の報告によると、死者が241人、負傷者が約1,300人、家屋等の被害が約7万7,100件となっており、被害の範囲は、石川県をはじめ福井県内や北信越地方にまで及んでおります。

若狭町としても、1月の地震発生以来、福井県や関係機関と連携しながら、石川県内の避難所支援や給水支援、医療支援などに職員を順次、派遣しております。七尾市における上下水道の調査復旧支援では、町内の水道事業者の方々に御協力をいただきました。また、義援金についても、上中中学校生徒会や若狭ライオンズクラブをはじめ町内の皆様方から心温まる善意が多く寄せられております。この場をお借りして感謝を申し上げます。

ます。今後も皆様と力を合わせ、能登半島の日も早い復旧復興に向けて引き続き協力をしてまいります。

さて、本日、令和6年第1回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員全員の御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、私の町政運営に対する所信の一端と施策の概要を申し述べますので、皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年度から第2次若狭町総合計画中期基本計画に基づくまちづくりがスタートし、将来も住み続けられ心豊かで幸せな暮らしの実現を目標に掲げ、若狭町に関わる全ての人々が幸せを実感し、笑顔があふれるまちづくりに全力で取り組んでいるところです。

また、令和6年度は若狭町制20周年の節目の年度となります。20年のみならず、長い歴史の中で町の礎を築いてくださった先輩諸兄に敬意を表するとともに、これまでの歩みを大切にしながら、感謝の気持ちを皆さんと共有し、より一層、住みやすく住み続けたいと思っただけの若狭町となるよう町政推進の先頭に立って尽力いたします。

現在、推進しております第2次若狭町総合計画では、3つの基本戦略として、「活力を育む交流を拡大する」、「次世代の活動環境を創造する」、「地域の力を高める」に取り組み、新しい感動と笑顔が広がる町に向けてチャレンジしていきたいと考えております。そのために、事業推進に当たっては、国や県との連携を基本として、公民連携による地域資源の有効活用やさらなる活性化を図り、地域経済の循環を生み出していきたいと考えております。

昨年5月から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、私の公約でもあります新型コロナウイルス感染症の対策については、一つの区切りを迎えました。各種イベントの復活などコロナ禍の中で停滞したものが少しずつ回復してまいりましたが、今なお続くロシアによるウクライナへの軍事侵攻など世界各地で引き起こされている争いにより、世界的に燃料や食料品を高騰させ、我々の生活にも多大な影響を及ぼしております。若狭町においては、生活支援や経済対策として、町内で使用できる若狭ハッピー商品券の発行やデジタル地域通貨わかサイフの創設など町民の皆様に身近に利用していただける事業を他市町に先駆けて展開し、物価や燃料の高騰に対する対策を講じてまいりました。その一方で、全国的な問題でもあります、地方の人口減少は年々進行しており、若狭町においても歯止めがかからない状況となっております。このような中で、町民の皆様の健康や生きがい、経済的な安定など不安のない心豊かで幸せな暮らしを実現していかなければなりません。

私の政治信条でもあります、町民の命と暮らしをしっかりと守る、このことを最優先

に、誰一人取り残さない、町民一人ひとりが幸せを実感していただける町になるよう、町民の皆様、事業者や団体の皆様、そして、行政など共に力を合わせ、協働し、新しい時代へと大きく舵を取ってまいる所存です。

中期基本計画では、「将来も住み続けられ、心豊かで幸せな暮らしの実現」を目標に掲げ、「地域経済活性化によるビジネスと雇用の創出」、「移住定住Uターンの促進」、「快適に暮らせる住環境整備」、「子育て環境の充実」、「健康寿命の延伸」の5つを最重点施策として位置づけ取り組んでいるところです。

3月16日にはいよいよ北陸新幹線が敦賀まで開業いたします。今まで以上に首都圏との距離が縮まり、交流人口の増加が期待できる大きなチャンスが到来します。地域経済の成長を目指すため、観光客の増加から波及する観光業や商業の活性化、農林水産物の売上げ向上などを見据えた取組を強化し、町民の皆様の所得向上と地域経済の好循環を図ってまいります。

移住定住Uターンの促進につきましては、現在持ちうる若狭町の魅力を最大限引き出すことが最も重要であり、それとともに学生のUターン就職や全国からのIターンなど雇用施策や助成制度のソフト面からの支援、強化するとともに、結婚の促進による少子化対策にも取り組み、この町に住みたい、住み続けたいと思っただけできるよう取り組んでまいります。

定住促進のためには、安全・安心で快適に暮らせる住環境といった生活満足度を高めることも重要であり、特に若者にとって魅力ある住宅施策を実施し、ソフト、ハードの両面から人口減少のスピードを抑制してまいります。

また、未来を担う子どもたちの健やかな成長も将来にわたって町を維持し発展させるためには不可欠です。一人ひとりの子どもの幸福度を高め、子どもの目線に立った子どものための施策を進め、町の子育て環境の充実につなげてまいります。そして、誰もが生涯にわたり元気に活躍できる健康づくりの強化も図ります。

いつまでも健康で元気に長生きをしていただけるよう、「SDGsわかさスマート・ライフ プロジェクト」を主導し、ヘルスケアを通じて便利に楽しく暮らす取組を推奨し、自ら健康意識を高めていただく機運を高めてまいります。

これらのまちづくりの施策を推進していくためには地域との連携が不可欠です。集落や地域は町の基礎であり、まちづくりの根幹を成すのが地域づくりであると考えております。しかしながら、社会状況の変化から人材や担い手不足などが深刻化しております。今一度、地域の現状を共有し、各地域の特性や資源をさらに磨き上げ、持続可能で発展的な地域づくり活動に取り組んでいただけるよう積極的に支援してまいります。

このためにも、SDGsの理念に基づき、行政、住民、地域、事業者のそれぞれの課題と目的を明確にした上で行動していくことが重要です。そして、デジタル技術を活用したDXを推進することで、それぞれの力を最大限に引き出してまいりたいと考えております。

DXに関する取組といたしましては、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の方針を踏まえながら、町民誰もが利便性や快適性を向上させるため、ケーブルテレビ網を活用した光ファイバーを町内全域に整備し、ライフスタイルに応じた適時的確な情報発信ができるツールとして若狭町LINE公式アカウントを開設しました。

また、町民の約84%が取得しているマイナンバーカードによって、全国のコンビニエンスストアで住民票と印鑑証明が取得できますが、新たに所得証明書と課税証明書が取得できる機能を加えてまいります。

また、窓口における申請事務をスムーズに行う「書かない窓口」への取組を進めます。

今後もあらゆる分野において、デジタル技術等を活用することによって、業務効率化を図り、行政サービスのさらなる向上にもつなげていくよう努めてまいります。

さて、本日開会いたしました3月議会におきましては、令和6年度一般会計をはじめ、特別会計、企業会計予算、そのほか令和5年度の補正予算や条例関係などの議案を御提案させていただいております。

町の令和6年度の予算規模でございますが、一般会計は116億7,203万2,000円で前年度と比較して3.17%の増額となっております。また、特別会計は7会計合わせて41億8,874万6,000円で2.57%の減額となっております。

企業会計は4会計の歳出ベースで37億5,410万8,000円となり7.27%の増額となっております。

なお、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた町の予算総額は196億1,488万6,000円となり、全体で2.63%の増額となっております。

依然として厳しい財政状況ではありますが、町の重点事業や将来計画の中で必要とする事業を精査し、予算配分をさせていただきました。

それでは、施策事業の概要につきまして、順次、御説明を申し上げます。

現在、若狭町が抱える大きな課題は人口減少であり、近年では年間平均で約240人ずつ減少し、令和6年2月1日現在の人口は1万3,600人となっております。この危機的な状況から脱却するためにも効果的な施策を展開させ、人口の減少スピードを抑えながら、「将来も住み続けられ、心豊かで「幸せ」な暮らしの実現」を目指し、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

特に重点を置いている若者の移住定住やUターン就職については、子どもや学生の頃から郷土愛を醸成し、将来のUターンへとつなげる、あるいはUターン者を応援するため、「わかさで輝く奨学金返還支援制度」や「わかさへ帰ろう学生帰省支援事業」などを継続します。

また、Iターン移住者にも目を向ける取組として、地域おこし協力隊員を拡大するほか「U・Iターン移住就職等支援金事業」を充実し、全国から移住先として選ばれる若狭町を目指していきます。

さらに、人口減少の最大の要因である少子化の抑制に向けては、結婚から出産、そして、子育てしやすい環境を今まで以上に充実させていく必要があります。特に晩婚化や未婚化が全国より進んでいる若狭町としては、結婚に伴う経済的不安を軽減させる「結婚新生活支援事業」を充実させ、結婚や出産の促進につなげるとともに、今まで取り組んできた子育てに関する各施策と併せて少子化対策を強化してまいります。

そして、移住や定住を促進するためには、住宅施策といったハード面も大変重要であることから、上中駅近郊を中心とした「若狭町スマートエリア構想」を着実に進めてまいります。民間事業者による空き地への住宅団地整備を誘発するための町によるモデル分譲地の整備をはじめ空家活用やカーボンニュートラルへの取組、デジタル技術の活用などを併せ持つ構想であり、定住人口の確保、集落の空洞化の回避、集落活動や集落機能の将来にわたっての維持など人口減少の中でも持続可能なまちづくりに向けて、これからの若狭町を先導していく先進的なモデルエリアとなることを期待しております。

次に、協働のまちづくりの基本となる地域づくりについてですが、SDGsの理念をこれまで以上に浸透させ、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指し、地域の皆さんと一緒に取り組んでいきます。

まず町内11の地域づくり協議会では、地域の現状と課題を再確認し、それぞれの地域の特性を生かしながら、課題解決と地域の実情に応じたSDGsの目標達成に向けて既に住民の力で地域づくりに取り組んでいただいております。若者が活躍でき時代に合った誰もが住みよい地域にしたいととともに持続可能な地域となるよう、「SDGs地域づくり交付金」によって、各地域づくり協議会の活動を継続的に支援させていただき、地域全体の活性化につなげていきます。

そして、令和6年度はSDGsの理念を各集落にも浸透させ、集落自らが課題解決に向けた取組を実現できる「SDGs集落づくり推進事業補助金」を新たに創設し、持続可能な集落運営と集落の活性化を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症により集落行事等が見送られ、集落コミュニティの

希薄化による集落機能の低下が懸念されております。「SDGs集落イベント活性化支援事業補助金」によって、若者や女性、子どもなど誰もが幸せを感じ、集落への愛着心を育める交流の機会を創出いたします。

さらに、SDGsに取り組む町内企業や団体に対して「SDGs企業推進事業補助金」を交付し、民間のSDGsに対する取組を加速させることによって、若狭町全体でSDGsの理念に基づく持続可能な地域づくりを推進してまいります。

次に、公共交通についてですが、心豊かで幸せな暮らしを実現するためには、利便性の高い公共交通ネットワークを構築し維持していくことが重要です。

町内で運行しております公共交通は、JR小浜線、JRバス若江線、町営バス常神三方線、町営デマンドタクシーであり、住民にとって欠かすことのできない暮らしの足であるとともに、北陸新幹線敦賀開業の効果を波及させる観光周遊の足でもあります。北陸新幹線敦賀開業後は、若狭町地域公共交通計画を基に町の観光地をPRするとともに、より多くの観光客にお越しいただけるよう地域公共交通全体の利便性や快適性を高め、さらには町民の皆様の生活交通としての最適化を目指してまいります。

次に、観光振興についてですが、北陸新幹線敦賀開業により、福井県と首都圏がつながるだけでなく、北陸3県が新幹線でつながり、富山から福井までが1時間以内で結ばれることとなり、新たな旅行者が多く訪れることが期待されます。

今年の秋には、北陸新幹線敦賀開業に併せJRグループの大型観光キャンペーンである北陸デスティネーションキャンペーンが開催されます。北陸3県や各市町、地元観光団体、事業者、JR等が共同して北陸観光をPRするイベントが全国各地で展開され、旅行商品の造成、販売につなげていく大きなチャンスとなります。

開業効果を最大限に生かすためにも、観光振興ビジョンで位置づけされた若狭町の二大観光地である三方五湖若狭湾エリアと熊川エリアを中心に「稼ぐ観光地」としてブラッシュアップを図りながら、地域活性化企業人の制度を活用し、民間の知識やノウハウを生かした情報発信によるさらなる誘客のためのプロモーションなどを強化し、若狭町の魅力を国内外に発信してまいります。

三方五湖・若狭湾エリアでは、若狭路周遊観光のゲートウェイである道の駅三方五湖、嶺南の観光の核となるレインボーラインをはじめ、恋人の聖地として結びつきの深い日本初のブライダルファッション・ミュージアム「YUMI KATSURA MUSEUM WAKASA」、太古のロマンを感じられる福井県年縞博物館や若狭三方縄文博物館があります。御食国の名にふさわしい豊富な魚介類が味わえる民宿や旅館も多く存在し、海や湖の大自然とおいしいグルメ、アクティビティ体験など若狭路の魅力を楽し

める周遊滞在型観光を推進してまいります。

また、道の駅周辺を宿泊や飲食機能を有した新たな観光拠点として再整備を検討する基本計画を産学官の連携で策定してまいります。

次に、熊川宿では、民間活力による取組により、空き家を活用したシェアオフィスやミュージアムに続き、宿泊施設やカフェ、忍者道場など様々な業種の店舗がオープンしており、賑わいの創出と拡大につながっています。

また、新たな観光資源として、河内川ダム周辺や若狭森林公園の山村資源、熊川城跡や熊川宿の歴史資源など大自然と文化財を融合させたトレイルコースの整備や誘客拠点となる道の駅若狭熊川宿の再整備を行い、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業が完成しました。

さらに、官民連携でお花見広場に整備した一棟貸しの宿泊棟やキャンプサイト、アウトドア体験を提供する複合アウトドア施設「山座熊川」が本格稼働することから、今後高島トレイルとの連携や周辺施設を活用しながら、熊川エリア一帯における周遊滞在型観光も推進してまいります。

また、インバウンドについてですが、町内に外国人観光客を呼び戻すため、教育旅行で訪れる団体客への助成や新たに多言語化されたパンフレットを活用し、さらなる誘客につなげてまいります。

今後は若狭三方五湖観光協会などと連携しながら、町の強みである体験型教育旅行を売り込み、滞在や交流が促進できるよう受入れ体制の強化も図ってまいります。

このほかにも若狭・三方五湖ツーデーマーチやナショナルサイクルルートの認定を目指したサイクルツーリズムなど、本町の持つ豊かな自然と自慢できる食に健康を組み合わせながら、滞在し心も体もリフレッシュできるウェルネスツーリズムの取組を推進してまいります。

また、地域資源を生かし、国内外から人が集まり、周遊滞在してもらえるような体験やアクティビティなどの満喫できるプログラムの充実を図り、経済、産業と地域の活性化へとつなげながら、関係者だけでなく住民総ぐるみで訪れた観光客をおもてなしするとともに、県や嶺南市町との情報の共有と連携により、若狭の自然、歴史、食の魅力をSNSや各種メディアを活用し、ありとあらゆる場面において発信してまいります。そして、行政も民間事業者と一体となって、若狭町が魅力ある訪れたい観光地として選ばれるよう努めてまいります。

次に、商工振興についてですが、新型コロナウイルス感染症が5類移行となったものの、依然として電力、ガス、原材料等の物価高騰や部品等の調達不足などの影響もあり、

町内事業者の経営状況は非常に厳しいものとなっております。

国や県においても様々な施策が講じられる中、本町も県下でいち早くデジタル地域通貨事業に取り組み、若狭町プレミアム付商品券の「わかサイフ」を実施させていただきました。町内の消費喚起はもとより、町外や新たな客層の獲得、さらにはデジタル時代に対応できる環境づくりなど、町内事業者に対して一時的な経営支援にとどまることなく持続的に成長できるよう事業者の経営強化を念頭に置いた施策を展開しております。

今後も国や県の様々な事業者向けの支援施策を有効に活用できるよう、新たな制度への対応や働き方改革の推進、賃上げなど労働環境の向上について、わかさ東商工会等関係機関と緊密に連携し、事業者との意見交換会や勉強会等の開催、情報伝達の仕組みを構築するなど周知や支援の強化を進めてまいります。

また、継続して「スタートアップ支援補助制度」を実施することにより、スモールスタートから新事業展開の投資までスタートアップの取組を支援する体制を整え、誰もが就労しやすく稼げる環境を確保し、町民所得の向上を図るとともに地域経済の起爆剤となるようなベンチャーの育成を図ってまいります。

北陸新幹線敦賀開業により交流人口の拡大や経済活動の活発化が期待できる中、これまでの雇用確保を基本とした企業誘致とともに若者や女性の定住意識が高まるような時代のニーズに応じた魅力ある民間事業者の誘致が望まれております。

そこで、北陸新幹線敦賀開業に向けた地域経済活性化協議会において、わかさ東商工会、若狭三方五湖観光協会、金融機関等と「民間事業者の誘致促進活動」や「既存事業所の活性化策の検討」、「新しい産業の創出の研究」を行っており、引き続き民間事業者の誘致に注力するとともに事業者間のマッチング等によるにぎわいの創出など、町の魅力が一層高まり、好循環が生まれ、住民の暮らしの中で幸せを実感できる地域経済へと成長できるように努めてまいります。

次に、農林水産業の振興についてですが、米の生産調整事業において、麦、そば、大豆の畑作物、飼料用米や野菜などの水田を活用した産地交付金などにより出荷販売農家の所得安定を目指します。

また、新たに輸出用米の新品種「シャインパール」が開発され、町内でもその作付けを行ってまいります。さらに、福井県の銘柄米である「いちほまれ」の生産量の増加を目指し生産者の新規登録が始まっておりますので、県やJAと連携し、取り組んでまいります。

中山間地域への農業支援としては、ドローンなどを活用したスマート農業を推進し、SDGsの目標達成のため、環境保全型農業についても積極的に支援をしてまいります。

令和6年度は、農業委員会が中心となり、10年後の耕作者を目標地図で明確化し、実情に即した地区単位での地域計画の策定に取り組み、守るべき農地と今後、検討が必要な農地を区分し、耕作放棄地の発生防止や農地集積・集約化を推進してまいります。

次に、町の特産である福井梅の振興についてですが、令和5年度は全国的な豊作により集荷数量は1,069トンと40%増加しましたが、販売単価については、気候の影響などにより、令和4年を下回る状況となっております。依然として老木が多く傾斜地が多い条件不利、生産者の高齢化や後継者育成等の課題もあり、生産量も不安定な状況となっていることから、産地としての生き残りをかけた改革が必要と考えております。このため、かみなか農楽舎による農業研修制度と地元農家による里親制度、関係機関による指導体制を整え、担い手や後継者の確保・育成を図ります。

また、福井県や農協など関係機関と連携し、新改植の推進や放棄園地を利用した大規模園地の造成、放棄園地の解消など福井梅産地改革を推進してまいります。

次に、第3次食育・地産地消推進計画に基づき、令和6年4月から、子どもから大人まで対象とした地場産食材の利用促進に向けた事業を展開し、各種団体や関係機関などが一体となり、食育・地産地消における連携した取組を推進してまいります。

次に、ふるさと納税についてですが、全国的にふるさと納税を利用する方と納税者が増加傾向にあり、令和6年度は6億円を目標額とします。そして、新たにふるさと納税型クラウドファンディングを活用した「若狭町ふるさと応援産品創出支援事業」を創設し、事業を拡大する事業者を積極的に支援してまいります。

また、地域資源を活用した返礼品の開発等に対する「若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援事業」を継続し、さらなる農林水産業者の6次産業化や事業者の特産品開発の機運醸成を図ってまいります。

次に、次世代の担い手・新規就農者の育成確保についてですが、都会の子どもたちに農業体験などを通じて若狭町や農業について理解を深めてもらうことで、将来の担い手として若狭町への移住定住につなげてまいります。さらに、新規就農希望者とのマッチングフェアへの参加やSNSのツールの活用により就農定住の促進を図ってまいります。

次に、有害鳥獣対策についてですが、例年、約1,700頭の有害鳥獣を駆除している一方で農作物被害は続いております。引き続き、捕獲や追い払い対策に取り組むことで被害の軽減を図ります。また、耐用年数が経過し、老朽化した獣害防止金網柵の更新や新規に整備を図る集落を支援してまいります。

さらに、サルによる被害を軽減するため、有効とされる大型囲い罠を活用し、集落と連携した運用や住民向け講習会の開催にも注力してまいります。

林業振興につきましては、森林環境譲与税を活用した「若狭の森づくり事業」に継続して取り組み、山地災害の未然防止や里山林の整備、木育活動の推進などのほか、新たに荒れた竹林の整備や松枯れの伐倒にも取り組み、町民が木や森林を身近に感じ、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。

水産振興につきましては、藻場整備への支援を継続して行うことで、水産生物の増殖や回復及び良好な漁場の保全を図るとともに、沿岸漁業については、養殖に重きを置いて支援し、資源管理と漁業収入向上の両立を目指します。

内水面漁業におきましても、引き続き外来魚対策や淡水魚放流事業への支援による資源の確保に努め、水産振興の発展に取り組んでまいります。

平成30年度に策定された三方五湖の日本農業遺産は、更新年を迎え、次の新たな5か年の保全計画策定に取り組んでまいります。郷土を誇りに思う意識の醸成と知名度の向上を図り、独自の進化を遂げた漁具の保存や伝統漁法を継承することにより、漁業の持続的かつ自立した収益化への取組を支援してまいります。

次に、農業・農村の基盤整備についてですが、優良な農地や農村環境を保全し、持続可能な農業経営を目指していくためには、集落基盤の整備や土地改良施設の維持、更新などに取り組み、農業の生産性の向上を図ってまいります。

また、若狭梅街道施設の長寿命化対策や農道・用排水路の整備を行う集落基盤整備事業に向けた計画策定に取り組んでまいります。

次に、林業の基盤整備についてですが、適切な補修、更新計画を策定し、林道施設の長寿命化と森林施業の促進を図るとともに、山間部における荒廃した斜面等を整備し、山地保全や山際の民家や道路、農地などの安全確保に努めてまいります。

次に、土木事業については、道路などのインフラ整備は、人の流れや物の流れの効率化、沿線への民間投資の誘発や観光交流、そして、これらに伴う人口や雇用の拡大など長期にわたり経済を成長させる効果があり、地方創生を実現するためにも欠かすことができません。北陸新幹線の敦賀開業効果、大阪・関西万博や滋賀国体の開催を契機として、今後ますます観光入込客の増加が見込まれる中、道路の利便性、安全性の向上はもちろん、広域ネットワーク路線の整備や住民生活に欠かすことのできないインフラ整備に取り組んでまいります。

特に舞鶴若狭自動車道の全線4車線化をはじめ国道27号歩道整備や国道162号、国道303号の道路改良事業、若狭上中インターチェンジアクセス道路である県道上中田烏線の道路改良事業、常神半島を縦断する唯一の道路である県道常神三方線のトンネル化事業などは地域の生命線となる道路でもあり、災害時の避難や交流促進など地域の

さらなる活性化のためにも国や県に強く働きかけるとともに早期実現に向けて全力で取り組んでまいります。

また、橋梁の整備についても河川改修に歩調を併せて整備するとともに老朽化対策も進め、長期的視野に基づいた橋梁の健全性を保持してまいります。

次に、河川整備につきましては、気候変動に伴い頻発、激甚化する水害・土砂災害等に対し、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者と協働して流域治水の考えに基づいた水災害対策を推進し、河道掘削や田んぼダムの整備により、氾濫をできる限り防ぐ減災対策をより一層加速させます。

特に三方五湖の治水対策では、トンネル放水路の整備などによる冠水対策が進むよう強く働きかけてまいります。人命、経済、暮らしを守り支えていく重要なインフラの機能を維持し、住民の安全・安心の確保に努め、住民の皆様が幸せを感じられるよう今後もさらなる防災・減災・国土強靱化対策を推進してまいります。

次に、防災についてですが、今年の1月1日の能登半島地震のように地震による大規模な災害がいつ起こるか分かりません。また地球温暖化などの影響による異常気象により自然災害も全国各地で発生しております。

災害時には自助・共助が最も大きな力を発揮することから、今後も自主防災組織の育成に力を注ぎながら、集落や地域をはじめとする関係機関や関係団体との連携により、防災訓練の実施や防災教育の推進を図ることで地域防災力の向上に努めてまいります。そして、災害情報の伝達の多様化を図るため、令和5年度から整備を進めております屋外防災スピーカーを令和6年度で完成させることで、住民の皆様の迅速な避難行動につなげてまいります。

また、交通安全対策については、令和6年度から新たに自転車用ヘルメットの補助支援を行うことで交通事故の抑制と安全意識の向上に努めてまいります。

次に、環境施策についてですが、地球温暖化などの影響による気候変動により深刻な気象災害が発生しているため、その原因となっている温室効果ガスを抑制し、脱炭素社会を実現していくことが重要となっております。本町としても令和6年度に脱炭素社会の実現に向けた新たな環境基本計画を策定し、計画の推進を図ってまいります。

次に、廃棄物の処理についてですが、4月から若狭広域行政事務組合による若狭広域サテライトセンターが稼働します。この施設は、焼却施設まで距離のある若狭町と小浜市の住民や事業者からの持込みごみを大型車両に積み替えて若狭広域クリーンセンターへ効率的に運搬するための施設です。

住民の皆様には改めて施設への持込み方法や収集時のごみの分別方法を記した冊子を

全戸配布させていただきますので、ごみの分別と減量化に御協力をいただきますようお願い申し上げます。また、食品ロスを削減する取組といたしまして、未利用食品を寄附していただき、必要な方に届けるフードドライブ運動を展開します。

また、海洋プラスチックごみの影響により海洋汚染も大きな問題となっておりますので、海の豊かさを守っていくため、海岸漂着ごみの除去にも継続して取り組んでまいります。今後とも住民の皆様の御理解と御協力をいただき、環境に優しい持続可能な社会の実現に向けた取組を実施してまいります。

次に、上下水道についてですが、「安心・安全な水道水の供給」と「快適な生活空間・水循環社会の創造」を目指し、引き続き「若狭町上下水道ビジョン」に基づく各種事業を進めてまいります。

水道事業では、老朽化した水道施設の更新や施設機能強化として、松尾山浄水場の水源である横渡水源の整備、また、現在まで集落営であった水道施設の統合を進めており、今年度は倉見地区の施設整備完成を目指すとともに、新たに杉山地区の水道施設統合に着手いたします。

下水道事業では、維持管理経費の抑制や大規模更新のコスト削減を図るため処理施設の統廃合を実施しております。令和6年度は、熊川処理区を三宅処理区に統合するための実施設計業務を進めてまいります。また、農業集落排水処理施設では、昨年度に引き続き、三十三地区と野木地区の処理施設の機能強化や施設更新を進めてまいります。

さらに、杉山処理区を堤処理区へ統合するための機能診断や維持管理適正化計画を策定いたします。

また、上下水道事業とも将来にわたり健全な事業運営が行えるよう、近年の物価高騰や人件費の高騰により事業費が大幅に増加したことを踏まえて、令和元年度に策定した上下水道ビジョンを見直し、経営戦略を改定し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図ってまいります。

今後とも上下水道施設の適正な維持管理業務と経費の節減に努め、住民生活に欠かすことのできない重要インフラである上下水道サービスを提供し続けることで、安心して将来も住み進み続けられる町を実現してまいります。

次に、福祉施策についてですが、若狭町第4次地域福祉計画に掲げる基本理念「地域がつながり みんなで支え合うやさしさあふれるまち わかさ」を柱に各事業に取り組んでまいります。

高齢者福祉では、高齢者が地域で安全に安心して暮らせる生活を支援するため、「外出支援事業」や「おでかけ応援タクシーチケット事業」、「紙おむつ支給事業」、「軽

度生活援助事業」などを継続して実施してまいります。特に一人暮らしの高齢者等、気がかりな方の見守り活動については、救急医療キットや緊急通報サービス機器を活用するとともに、民生委員さんほか福祉関係者、地域の方々や民間企業等の協力を得ながら見守り体制を維持していきたいと考えております。

介護保険事業については、令和6年度が第9期介護保険事業計画最初の年度となり、適正な介護認定や介護サービスの提供、さらにはこれらの介護サービスの支援を受けずに済むよう、もしくはこの状態を少しでも遅らせていけるよう地域支援事業に取り組んでまいります。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題、さらにその先の生産年齢人口がより減少を迎える2040年問題を見据え、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けたいという高齢者のニーズを満たせるよう、介護サービス、介護予防、認知症対策、在宅医療、介護連携等地域包括ケアシステムの充実を図り、地域の中で人と人がつながり支え合う体制づくりに引き続き取り組んでまいります。

障害者福祉については、令和6年度が第3次障害者基本計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の最初の年度となります。「自分らしくいきいきと 共に暮らせるまち わかさ」を基本理念に、障害のある人もない人も幸せに暮らせる町を目指し、障害者差別解消法の理念にのっとり施策を進めてまいります。

具体的には、障害のある方の親亡き後も慣れ親しんだ地域で生活を継続するため、支援体制を構築する「地域生活支援拠点等」の強化と機能の充実を図ってまいります。また、精神障害を含むメンタルヘルス課題を抱えた方が地域で安心して生活するために、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

次に、子ども・子育て支援についてですが、近年、人口減少や少子化を背景に、家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化などから、子育てに不安や負担感が増えるなど子育て世代のニーズも多様化しております。

若狭町では、常に子どもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現のため、経済面、ソフト面、ハード面の支援に関係部署の横断的な体制で取り組んでおります。令和6年度は子育て支援に関する基本計画であります「ふるさと輝き子育てプラン」の更新の時期となっており、子育て世帯のニーズを把握し、子育てに関する意見なども十分に酌み取りながら策定してまいります。

また、妊産婦から子育て世代の相談や要保護児童対策協議会の運営などを総括的に行っております「子育て世代包括支援センター」につきましては、令和6年度より国が設置を求めている「こども家庭センター」に名称を変更し、引き続き当町の強みでもある

妊産婦から赤ちゃん、子ども、若者までの切れ目ない支援を実施してまいります。

また、ジェンダー平等という視点から、父親にも子育ての楽しさを感じ、他の親子との交流を深めていただくためのパパを対象とした教室などを充実していくとともに、DXの取組でもあります「子育て支援アプリ・にじいろ若狭っ子」も有効に活用し、子育て情報を提供してまいります。

遊び場の整備につきましては、パレア若狭内のキッズルームを増築改修する設計業務に取りかかっており、令和6年度中の工事発注に向けて着実に進めてまいります。

最後に、保育所の在り方につきましては、少子化の進行をはじめ、保育士不足、子育て世代のニーズの変化など保育所を取り巻く環境が大きく変化している中、将来において欠かすことのできない保育サービスのさらなる充実を図り、継続させていくため、児童福祉審議会で取りまとめていただいております内容を基に、子育て世代や地域の皆様の御理解をいただきながら丁寧に進めてまいります。

今後も子育てに喜びや楽しみを感じながら、安心して子どもを産み育てることができ、地域社会の形成に努めてまいります。

次に、保健、医療についてですが、自分自身の体をしっかり知り、暮らしの中で行動しやすい環境を整えることにより、住民の生涯を通した健康づくりをより効果的に進め、健康寿命の延伸を目指し、本年度からSDGsわかさスマート・ライフプロジェクトをスタートさせます。

まず、健康ポイント事業をデジタル化し、若狭町のLINE公式アカウントを活用した「みんなでハッピー事業」として新たに立ち上げ、住民一人一人が楽しみながら健康への関心を高め、健康づくりが社会貢献にもつながる、誰もが幸せを感じる取組を推進します。

次に、健診受診率の向上についてですが、紙や電話での申込みに加え、LINE公式アカウントからのオンライン申込みを開始するとともに、一日で複数種類の健診や女性限定の健診日を増やすなど、より健診を受けやすい環境を整え、健診受診者のフォロー活動についても対象者の生活改善などを着実にフィードバックできるように取り組んでまいります。

また、母子保健について、新たに町内の民宿を活用して、育児ストレスの軽減を図り、健やかな家庭生活を送れるようにサポートする「産後ゆったりママタイム事業」を創設するなど、ライフステージごとのスマートライフの取組として、子ども・子育て支援施策との連携をさらに強化し、全ての妊産婦、乳幼児において、妊娠期からの切れ目ない支援の充実を図ってまいります。

また、子どもの予防接種についても、予診票などをデジタル化し、保護者の負担を軽減し、より接種しやすい環境を整えてまいります。

次に、成人期から高齢期について、町の保健推進委員や食生活改善推進委員、地域の関係する皆さんと連携しながら、地域での健康づくり活動の充実を図ってまいります。

また、国民健康保険、後期高齢者医療保険の保健事業を推進し、生活習慣病の重症化予防としては、医療機関と連携を強化し、個別の保健指導、栄養指導を継続するとともにサルコペニアやフレイル予防を推進してまいります。

また、感染症対策についてですが、新型コロナウイルス感染症は5類に移行しましたが、コロナウイルス感染症のみならず、今後も様々な感染症について情報収集を図り、国や県の指針に従って感染対策やワクチン接種を円滑に進めてまいります。

次に、医療施策についてですが、第8次福井県医療計画に基づき、県とも連携を図りながら、地域の実情に応じた良質かつ適切な医療の提供や新興感染症の発生・まん延時における対応、医療人材の確保など、医療提供体制の強化に努めてまいります。

特に三方・上中両診療所におきましては、公的医療機関としての原点に立ち返り、一人ひとりに寄り添い、住民の健康と生涯を支える身近な診療所として、診断・治療はもとより、かかりつけ医として在宅医療を中心に医療機関や介護事業所との適切な役割分担と連携により切れ目のない医療を推進してまいります。

住民の皆さんの命をしっかりと守り、住み慣れた地域で健康で安心できる、そして、自分らしい生活を送ることができるよう努めてまいります。

次に、教育行政につきましては、「若狭町教育大綱」の実現に向けた施策を引き続き進めてまいります。

まず学校教育では、一つ目として、児童生徒一人一人の個性に応じた指導を重視した「個別最適な学び」と他者と協働しながら探究的な学習に取り組み、自分の考えや意見を人に伝えるなど人との対話を通して新たな価値を創造する「協働的な学び」の充実を図り、未来を拓く生きる力を育てる教育を推進してまいります。

二つ目として、先人が築いた歴史や伝統文化、郷土の自然に触れる体験学習、ものづくりや職場体験などを通じて、子どもたち自身が地域社会の一員であるという自覚を養う「ふるさと教育」を推進してまいります。

三つ目として、英語教育や国際理解教育を充実させ、国や地域の枠組みを超え、海外との交流が目覚ましい国際社会に対応できる人材の育成、また、ICTを活用し、GIGAスクール構想の実現に向けた学習に取り組むなど超スマート社会を生き抜く人材の育成、さらには、SDGs学習による持続可能な社会を創造する人材の育成といった、

これからの社会の変化に対応した教育を推進してまいります。

四つ目として、不登校や気がかりな児童生徒への支援やいじめの早期対応、特別支援教育の充実など関係機関との連携を密にし、全ての児童生徒個々に応じた支援体制の充実を推進してまいります。

また、近年、社会問題にもなっておりますが、児童生徒が事件や事故、災害に巻き込まれるケースもあることから、行政としても安全管理に努め、子どもたちも日常的な危機管理意識を持ち、自らの命を守る実践力を養うなど、誰もが安全・安心で楽しく学べる教育を推進してまいります。

また、若狭町においても少子化の進行が顕著となっており、学校における児童生徒の教育環境の改善を踏まえた上で、学校の規模や配置の適正化を進めていく必要があります、保護者や地域、学校関係者の方々と十分に話し合いながら、学校の規模配置適正化を進めてまいります。

次に、学校給食についてですが、給食センターで一括調理した給食を町内全ての小・中学校分に配送する給食センター方式を実施しており、引き続き衛生管理の徹底を図りながら、安全で安心な給食の提供に加え、地場産品をより多く取り入れた地産地消給食の推進に努めてまいります。

次に、生涯学習・社会教育についてですが、地域の拠点となる公民館を中心に、町民の皆様が生涯にわたり自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう地域活力のさらなる向上を図ってまいります。

また、多様化、高度化する町民の学習要求に応じた生涯学習講座の開設、各種イベントを通じ魅力ある学習機会の創出と受講生の拡大に取り組むとともに、各地区で行われている地域づくりの活動と協力して地域の活性化にも取り組んでまいります。

次に、青少年育成についてですが、子どもたちが“キラッと”輝く環境の実現に向け、国際感覚を養う「オーストラリア派遣研修事業」や大阪万博以来50年以上交流を続けてきた「吹田市・若狭町子ども会リーダー交歓会」を開催し、子どもたちの交流の場づくりの充実に取り組んでまいります。

放課後児童クラブについては、少子化に伴い児童数は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加により、放課後の子どもの居場所づくりは子育て支援の一環として今後も高いニーズが予想されます。子どもの視点に立ち、子どもの健全な育成や遊び、安心して過ごせる生活の場となるよう環境改善を図り子育て世代の支援に取り組めます。

次に、社会体育についてですが、町民の皆様が生涯にわたり仲間と楽しさを共有し、健康で活力ある生活を送ることができる生涯スポーツ活動の機会と環境づくりについて

支援していきます。

スポーツ協会、スポーツ推進委員会との連携を密にし、各スポーツ教室の実施やニュースポーツの普及を図り、スポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくり、スポーツ施設の充実に取り組んでまいります。

次に、パレア若狭による芸術・文化活動についてですが、パレア若狭は、健康・福祉・芸術・文化の総合的な拠点施設として、子どもから大人まであらゆる年代や立場の人々が集い、交流する場となり、開館以来、町内外から多くの皆様に御来館をいただいております。昨年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い施設の入場制限等の解除により音楽ホールにおけるイベントや各種研修など対面での開催が増え、館内に活気が戻ってきております。

令和6年度は、0歳から鑑賞できるコンサートや映画、親子で参加するカルチャー講座など子育て世代対象のイベントをより多く企画し、子育て支援の事業を充実させてまいります。

住民参加型のミュージカルや「みんなのギャラリー展」、「みんなのコレクション展」といった住民自らが主役となり発信できる事業の継続や美術や工芸、料理などの講座や年間を通じた各種教室の開催など新たな趣味や生きがいがいくつりの場を提供し、文化的で心豊かな生活を支援してまいります。

例年、開催しております若狭町文化祭やハート&アートフェスタでは、福祉や文化への理解を深めていただくとともに子ども向けイベントや飲食スペースなど家族で気軽に来場いただき、パレア若狭をより身近な存在として感じていただくことで文化・芸術の発展に寄与してまいります。

次に、2つの町立図書館についてですが、それぞれの特性を持たせ、パレア館では福祉、子育て、芸術関係、また、リブラ館では郷土資料、文芸、自然環境といった書籍を取りそろえ、十分な蔵書数で御利用いただいております。

令和7年度には、パレア若狭開館20周年を迎えることから、安心・安全に人々が集い交流できる場として利用していただけるよう施設のリフレッシュ工事を行い、効率的、効果的な施設運営を継続し、生涯にわたり人々が文化・芸術に親しみ学び続ける機会の拡充を進め、今後も文化・芸術の振興に取り組んでまいります。

最後に、歴史文化についてですが、本町には、史跡、名勝、天然記念物、民俗、建造物など国内外に発信できる様々な歴史遺産や自然遺産が数多くあります。

令和6年度は、町制20周年を記念して、これまでに町の文化財の保存活用等に御尽力いただきました皆様に、これからの若狭町の歴史文化遺産の在り方について広く御意

見を交わしていただく「若狭町の歴史文化遺産フォーラム」の開催を計画しております。

また、若狭地方を代表する古代の王の古墳、国史跡西塚古墳につきましては、発掘調査報告書が刊行され、令和6年度に特別展を開催して広く情報を発信してまいります。

次に、鯖街道熊川宿の保存活用につきましては、民家の修理を継続するとともに民間との協働をさらに強めながら進めてまいります。

三方五湖エリアにつきましては、若狭三方縄文博物館、福井県年縞博物館、ブライダルランド若狭、そして、レインボーラインを一体化させたエリアのブランド化を目指したPRを強化し、北陸新幹線敦賀開業を追い風とした各施設入館者数の増加につなげてまいります。

また、町民の皆様には、最も身近な文化財である伝統文化に対しましても伝統文化保存協会と協働して活動を支援し、保存継承に努めてまいります。

さらに、若狭三方縄文博物館では、「じょうもんSDGs大賞」を引き続き開催し、1万年以上、平和な社会を持続させた縄文文化に倣い、我が町ならではの文化的なSDGs推進事業の一つとして進めてまいります。

若狭町の自然と歴史文化を生かしながら、心豊かで幸せな暮らしが実現されるまちづくりを展開してまいります。

以上、町政運営に当たりまして、施政方針並びにその取組について申し上げます。

北陸新幹線敦賀開業まであと17日となり、いよいよ新しい時代が到来します。

人口減少をはじめ様々な課題はありますが、時代の変化に柔軟に対応し、自然や歴史、文化、地域や人の温もりなど、若狭町が誇る魅力を皆さんと一緒にまだまだ磨き上げていかなければなりません。そのためにも、原動力となる地域の力、民間の力、行政の力を結集した公民連携とSDGsによるまちづくりを力強く推し進めてまいります。同時に、その基盤となる健全な行財政運営にも不断の努力で取り組んでまいります。

若狭町は世界に一つの町です。心豊かで幸せな暮らしを実現し、誰ひとり取り残すことのない安心できる若狭町が持続的に発展するためにも令和6年度のまちづくりを私たちの手でつくり上げてまいりましょう。皆様方の御理解と御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、13 番、北原武道君、14 番、松本孝雄君を指名します。

～日程第 2 会期の決定について～

○議長（辻岡正和君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から 3 月 22 日までの 24 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 24 日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月出納検査、令和 5 年度 10 月から 12 月までの結果報告書がお手元に配付のとおり報告されています。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第 3 議案第 1 号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第 3、議案第 1 号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第 1 号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本案につきましては、戸籍法の一部を改正する法律、附則第 1 条第 5 号の規定の施行により、戸籍謄本等の広域交付及び電子証明書提供用識別符号の交付に係る手数料を徴収するため、この案を提出するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますよう

お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

議案第1号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

13番、北原武道君。

○13番（北原武道君）

この条例は、各自治体から戸籍情報を集積したデータを管理するシステム、つまり法務省の戸籍副本データ管理システム、これを利用した新たな証明書発行事務について定めるものであります。

主な内容は、戸籍証明書の広域交付、届書等内容証明書の交付及び閲覧となっております。

この条例改正の根拠となっています「（2019年法律第17号）戸籍法の一部を改正する法律」は、その要点として、

1、行政手続における戸籍謄本・抄本の添付省略、つまりマイナンバー制度への参加です。

2、戸籍の届出における戸籍謄本・抄本の添付省略

3、本籍地以外での戸籍謄本の発行

このようになっております。

そして、法務省は、この法改正により、本籍地以外の行政機関でも戸籍情報にアクセス可能となるので、個人情報の保護の必要性が高まると判断して、法制上の保護措置、つまりシステム設計等の秘密保持義務を設ける、不正提供をした場合の罰則を設ける、マイナンバー法においても所要の保護措置を設けるなどとしております。

個人情報がマイナンバー制度によって一元的に管理され利用されることは、行政にとっては事務効率が上がり、国民にとっても利便性が高まります。しかし、個人情報の集積管理は人権侵害につながりかねません。我が国は、マイナンバーの活用について十分なセキュリティレベルに達しているとは言えません。マイナ保険証の顛末を見れば明ら

かであります。情報は集積されればされるほど利用価値が高まり攻撃されやすくなります。本条例改正が行われれば、本町の戸籍情報がマイナンバー制度に組み込まれるという結果になります。よって、私は本条例改正案に反対であります。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第1号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（辻岡正和君）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第2号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第4、議案第2号「令和5年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第2号「令和5年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,002万5,000円を追加し、予算総額を128億6,930万5,000円とするものであり、国の物価高騰対策に伴う住民税均等割のみ課税世帯への給付金、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の子どもへの追加給付金を支給するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議のうえ、妥当なる御決議を賜りますよ

うお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

議案第２号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第２号「令和５年度若狭町一般会計補正予算（第６号）」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第５ 議案第３号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第５、議案第３号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第３号「工事請負変更契約の締結について」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案につきましては、令和５年６月１３日に契約しております災害情報放送設備整備工事に関しまして変更契約を締結したく、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議のうえ、妥当なる御決議を賜りますよ

うお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

議案第3号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第3号「工事請負変更契約の締結について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第4号から日程第12 議案第10号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第6、議案第4号「令和5年度若狭町一般会計補正予算（第7号）」から日程第12、議案第10号「令和5年度若狭町下水道事業会計補正予算（第3号）」までの7議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第4号から議案第10号までの7議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず議案第4号「令和5年度若狭町一般会計補正予算（第7号）」であります。既定の歳入歳出予算からそれぞれ2億9,758万5,000円を減額し、予算総額を125億7,172万円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、町税が4,046万円の増額、地方交付税が1億4,052万9,000円の増額、国庫支出金が2,831万8,000円の増額、寄附金が1億688万4,000円の減額、町債が5億1,682万2,000円の減額などとしております。

歳出の主なものにつきましては、総務費では、減債基金費で2,664万9,000円の増額、ふるさと納税推進事業で1億3,000万円の減額のほか、各種事務事業の精算などにより、総務費全体では1億3,264万4,000円の減額となりました。

民生費では、後期高齢者医療事業で1,088万9,000円の減額、民間保育所運営事業で800万円の減額のほか、各種事務事業の精算などにより、民生費全体では2,727万2,000円の減額となりました。

衛生費では、乳幼児等予防接種事業で4,553万2,000円の減額、清掃総務費で3,043万6,000円の減額のほか、各種事務事業の精算などにより、衛生費全体では7,914万9,000円の減額となりました。

農林水産業費では、若狭町水稻生産緊急支援事業で2,100万円の増額、多面的機能支払交付金事業で710万3,000円の減額、嶺南地域有害鳥獣処理施設運営管理事業で360万円の増額のほか、各種事務事業の精算などにより、農林水産業費全体では1,715万9,000円の増額となりました。

商工費では、商工振興企画事業で1,040万円の減額、観光施設管理運営事業で217万6,000円の増額のほか、各種事務事業の精算などにより、商工費全体では1,113万4,000円の減額となりました。

土木費では、除雪対策事業で1,520万円の増額、道路維持修繕事業で9,069万5000円の減額、道路改築事業で5,132万1,000円の増額のほか、事業の精算などにより、土木費全体では3,806万1,000円の減額となりました。

教育費では、学校管理費で552万円の増額、小学校教育振興事業で776万2,000円の減額、縄文博物館施設管理事業で542万7,000円の減額のほか、各種事務事業の精算などにより、教育費全体では2,564万9,000円の減額となりました。

次に、議案第5号「令和5年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」がありますが、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2億1,666万3,000円を減額し、予算総額を16億4,546万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税で776万2,000円の減額、県支出金で2億2,244万7,000円の減額、繰入金で1,354万6,000円の増額として

おります。

歳出につきましては、保険給付費で２億１，９２１万６，０００円の減額、基金積立金で３５５万３，０００円の増額、諸支出金１００万円の減額としております。

次に、議案第６号「令和５年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」であります。既定の歳入歳出予算からそれぞれ２３７万２，０００円を減額し、予算総額を２億２，６９７万９，０００円とするものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料で１６２万９，０００円の減額、一般会計繰入金で７４万３，０００円の減額としております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

次に、議案第７号「令和５年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第３号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ５７０万円を追加し、予算総額を１億３，４５０万９，０００円とするものであります。

歳入につきましては、診療収入で５７０万円の増額としております。

歳出につきましては、医業費の増額であります。

次に、議案第８号「令和５年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第３号）」であります。既定の歳入歳出予算からそれぞれ５，２３４万２，０００円を減額し、予算総額を２０億２，７００万１，０００円とするものであります。

介護保険事業勘定会計におきます歳入の主なものにつきましては、国庫支出金で２，２７９万６，０００円の減額、支払基金交付金で１，４４９万１，０００円の減額、県支出金で６８８万１，０００円の減額などとしております。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費で４，８００万円の減額、地域支援事業費で７３４万８，０００円の減額、基金積立金で３７７万６，０００円の増額などとしております。

次に、議案第９号「令和５年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第２号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額は変わらず、歳出におきまして、土地開発事業費等公債費で予算の組替えをするものであります。

次に、議案第１０号「令和５年度若狭町下水道事業会計補正予算（第３号）」であります。資本的収入の補助金で３２５万４，０００円の減額、企業債で３２０万円の減額とするものであります。

資本的支出の建設改良費で６５０万９，０００円の減額とするものであります。

以上７議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の７議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております７議案については、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております７議案については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（午前１０時５６分 休憩）

（午前１１時 ５分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

～日程第１３ 議案第１１号から日程第２４ 議案第２２号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第１３、議案第１１号「若狭町監査委員条例の一部改正について」から日程第２４、議案第２２号「若狭町水道事業給水条例及び若狭町水道法施行条例の一部改正について」までの１２議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第１１号から議案第２２号までの１２議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第１１号「若狭町監査委員条例の一部改正について」であります。地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第 12 号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」ですが、人事院による職員の勤務時間の改定に関する勧告に伴い条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第 13 号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ですが、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったことに伴い条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第 14 号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」ですが、近年の物価高騰に伴い社会情勢に応じた旅費制度の運用を図るため条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第 15 号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ですが、一般職の職員の勤務形態について、人事院勧告に基づくテレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間等の制度の整備の見直しに伴い条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第 16 号「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について」ですが、近年の物価高騰に伴い社会情勢に応じた旅費制度の運用を図るため、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第 17 号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」ですが、ごみ処理体制の変更に伴い条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第 18 号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」ですが、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第 19 号「若狭町介護保険条例の一部改正について」ですが、介護保険料の見直しに伴い条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第 20 号「若狭町漁港管理条例の一部改正について」ですが、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の公布に伴い条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第 21 号「若狭町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について」で

ありますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第２２号「若狭町水道事業給水条例及び若狭町水道法施行条例の一部改正について」であります。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

以上、１２議案について御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

暫時休憩します。

（午前１１時１０分 休憩）

（午前１１時１３分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

まず、休憩を頂きまして訂正の機会を頂きますこととお詫び申し上げます。

先ほど上程をいたしました議案第１６号につきまして、訂正をさせていただきます。

議案第１６号につきましては、「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について」という議題となりますので、訂正してお詫び申し上げます。

併せて、議案第１５号につきましても、「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」という議題になりますので、訂正してお詫びを申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の１２議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております１２議案については、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております12議案については、議案付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第25 議案第23号から日程第27 議案第25号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第25、議案第23号「若狭町情報基盤整備事業基金条例の廃止について」から日程第27、議案第25号「小浜市と若狭町との廃棄物、可燃物の処理に関する事務の事務委託に関する規約の廃止について」までの3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第23号から議案第25号までの3議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず議案第23号「若狭町情報基盤整備事業基金条例の廃止について」ですが、若狭町における情報連絡施設等の整備に財源充当をした若狭町情報基盤整備事業基金について、令和5年度をもって減額処分するため、この案を提出するものであります。

次に、議案第24号「若狭町えびす荘条例を廃止する条例の提出について」ですが、令和6年3月31日をもって、若狭町えびす荘を廃止することに伴い、この案を提出するものであります。

次に、議案第25号「小浜市と若狭町との廃棄物（可燃物）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の廃止について」ですが、小浜市クリーンセンターが廃止されることに伴い、小浜市と若狭町との廃棄物（可燃物）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の廃止について協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、この案を提出するものであります。

以上、3議案について御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御審議、御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の3議案に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております3議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております3議案については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第28 議案第26号・日程第29 議案第27号～

○議長(辻岡正和君)

次に、日程第28、議案第26号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」及び日程第29、議案第27号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗君)

それでは、議案第26号及び議案第27号の2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第26号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」であります。塩坂越地係の下水道処理施設の適切な管理を行うための機器の更新に伴い、辺地対策事業債の発行及び措置のため、公共的施設の総合整備計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」であります。杉山地区における水道施設統合計画の変更に伴い、辺地対策事業債の発行及び措置のため、公共的施設の総合整備計画を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議のうえ妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の２議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております２議案については、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております２議案については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第３０ 議案第２８号から日程第４１ 議案第３９号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第３０、議案第２８号「令和６年度若狭町一般会計予算」から日程第４１、議案第３９号「令和６年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの１２議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第２８号から議案第３９号までの令和６年度の一般会計及び各会計予算の１２議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず議案第２８号「令和６年度若狭町一般会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を１１６億７，２０３万２，０００円と定めました。前年比３億５，８７１万７，０００円の増加、率では３．１７％の増加となっております。

予算の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず歳入の主なものについてですが、町税の総額は、国の物価高騰対策における定額減税等に伴い、前年度と比較して５，７０６万９，０００円減の１７億５，０３２万８，０００円と見込み、地方交付税につきましては、４３億円で２．３８％の増加、国庫支出金は７億７，９４５万５，０００円で３１．６２％の増加、寄附金は６億１，１１８

万円で18.93%の増加、繰入金は9億6,307万5,000円で31.95%の増加、町債は9億4,900万円で23.71%の減少などとなっております。

次に、歳出の主なものにつきまして、総務費では28億7,608万7,000円となり、災害情報放送設備整備事業やふるさと納税推進事業などの増加により前年度に比べ11.3%の増加となっております。

民生費では、25億1,928万5,000円となり、児童手当事業や保育所総務管理事業の増加などにより2.64%の増加となっております。

衛生費では、13億7,952万7,000円となり、環境まちづくり推進事業や清掃総務費の増加などで1.12%の増加となりました。

農林水産業費では、5億9,512万4,000円となり、水田農業機械施設等整備事業や鳥獣被害防止総合対策事業の増加などにより3.44%の増加となっております。

商工費では、3億1,892万5,000円となり、三方五湖周辺再整備事業やふるさと応援産品創出支援事業などの増加により0.56%の増加となっております。

土木費では、10億3,100万8,000円で、除雪対策事業の減少などにより2.69%の減少となっております。

消防費では、4億2,450万円で、若狭消防組合、敦賀美方消防組合の負担金など5.5%の増加となりました。

教育費では、11億9,868万9,000円で、野外運動施設管理事業や放課後児童健全育成事業の増加などにより1.68%の増加となっております。

以上が一般会計予算の概要であります。

次に、議案第29号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計予算」であります、歳入歳出予算の総額を15億7,656万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費で10億8,134万6,000円、国民健康保険事業費納付金で3億9,479万9,000円、保健事業費で5,335万9,000円などを計上しています。

財源となる歳入では、国民健康保険税で2億8,158万8,000円、県支出金で11億6,097万2,000円、一般会計から繰入金1億668万6,000円などで収支の均衡を図りました。

次に、議案第30号「令和6年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」であります、歳入歳出予算の総額を2億3,965万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,678万5,000円で、これらの財源としては、保険料1億9,006万9,000円及び一般会計繰入金など

を計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第31号「令和6年度若狭町直営診療所特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を1億2,395万6,000円とするものであります。

三方診療所分で1億2,230万1,000円、巡回診療所分で165万5,000円を計上しております。

医業費などの歳出に対し、歳入で診療収入や町債、一般会計からの繰入金などを計上し、収支の均衡を図りました。

次に、議案第32号「令和6年度若狭町介護保険特別会計予算」であります。歳入歳出予算総額を19億4,124万4,000円とするものであります。

介護保険事業勘定に19億1,793万5,000円、介護保険サービス事業勘定に2,330万9,000円を計上しております。

地域の実情に合った質の高いサービスの提供に努めたいと考えております。

次に、議案第33号「令和6年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を120万4,000円とするものであります。

農作業中の事故による傷害を対象に支払われる災害補償費に65万3,000円を計上し、財源には賦課金などを充当するものであります。

次に、議案第34号「令和6年度若狭町営住宅等特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を3,298万9,000円とするものであります。

本会計は、町内の町営住宅及び公営住宅の各施設を管理するもので、歳出では、住宅管理費に2,118万1,000円、公債費に1,160万8,000円などを計上しています。

これらの財源として、使用料2,773万3,000円、一般会計繰入金522万4,000円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第35号「令和6年度若狭町土地開発事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を2億7,314万円とするものであります。

歳出では、スマートエリア開発事業として2億3,725万円のほか、上瀬住宅団地に関する管理費で102万3,000円、公債費に936万8,000円などを計上し、歳入では、分譲地の売却収入として2,415万7,000円、県支出金8,465万4,000円、諸収入6,000万円、町債9,000万円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第36号「令和6年度若狭町水道事業会計予算」であります。収益的収入及び収益的支出の予算額をそれぞれ4億3,527万2,000円とし、資本的収入

の予定額を８億４，０４３万３，０００円、資本的支出の予定額を１０億３７８万７，０００円とするものであります。

収益的収入及び支出では、給水施設の維持管理費や減価償却費などの費用を使用料などの収益で賄うものであります。

また、資本的収入及び支出では、資本的支出における配水施設改良費で９億１，７４０万２，０００円、企業債償還金で８，４７５万５，０００円などを計上するとともに、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金や当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

次に、議案第３７号「令和６年度若狭町工業用水道事業会計予算」であります。収益的収入の予定額を２，６０５万３，０００円、収益的支出の予定額を３，９１３万３，０００円とし、資本的支出の予定額を１１０万円とするものであります。

本会計は、若狭中核工業団地で操業する企業に工業用水を供給するもので、各企業への安定供給に向け供給施設の維持管理に努める予算となっております。

財源には、給水収益などを計上しております。

次に、議案第３８号「令和６年度若狭町下水道事業会計予算」であります。収益的収入の予定額を６億８，２６６万３，０００円、収益的支出の予定額を８億７，９２３万８，０００円とし、資本的収入の予定額を８億１，５１２万７，０００円、資本的支出の予定額を８億６，１３９万４，０００円とするものであります。

収益的収入及び支出では、下水処理場施設等の維持管理費や減価償却費などの費用を使用料などの収益で賄うものであります。

また、資本的収入及び支出では、資本的支出における下水道施設改良で３億９，５９４万３，０００円、企業債償還金で４億６，４１９万７，０００円などを計上するとともに、資本的収入が資本的支出に不足する額は当年度分損益勘定留保資金や当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

次に、議案第３９号「令和６年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」であります。収益的収入の予定額を４億６，８９３万２，０００円、収益的支出の予定額を４億６，９０８万７，０００円、資本的収入の予定額を２，９１８万円、資本的支出の予定額を６，５０９万７，０００円とし、資本的収入が資本的支出に不足する額は当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、１２議案について御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の１２議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております１２議案については、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております１２議案については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第４２ 議案第４０号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第４２、議案第４０号「町道路線の認定、廃止及び変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第４０号「町道路線の認定、廃止及び変更について」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案につきましては、６路線について町道に認定したいので、道路法第８条第２項の規定により、また、２路線について町道の廃止、４路線について町道の変更をしたいので、同法第１０条第３項の規定により、この案を提出するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

議案第４０号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第４０号については、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第４０号については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第４３ 請願第１号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第４３、請願第１号「（仮称）三十三間山の風力発電事業計画に対して反対する意見書の提出を求める請願書」を議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配布してあります請願文書表のとおり総務産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

お諮りします。

議案審査のため、明日２月２９日から３月５日までの６日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、明日２月２９日から３月５日までの６日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全て終了しました。

これをもって散会します。

（午前１１時４１分 散会）